

○埼玉県企業局公用地取得選定委員会要綱（昭和49年9月9日公営企業管理者決裁）

埼玉県企業局公用地取得選定委員会要綱

昭和49年9月9日
埼玉県公営企業管理者決裁

（趣旨）

第1条 企業局が取得する公用地の選定を合理的かつ円滑に処理するため、企業局公用地選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。
公用地（事務所及び公舎用地に限る。）の選定に関すること。

（手続）

第3条 前条に規定する公用地を取得しようとする課所長は、あらかじめ委員会の審議を経なければならない。

（組織）

第4条 委員会は、管理者、局長、次長及び関係部課所長の職にある者をもって組織する。

2 委員会の会長は、管理者をもってあてる。

（会長の職務等）

第5条 会長は、会議を招集し、会務を総理する。

2 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会は、会長及び委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

（審議結果の報告）

第7条 会長は、審議の結果をすみやかに第3条により審議の申出をした課所長に報告しなければならない。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、管理部経理課において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長がこれを定める。

附 則

この要綱は、昭和49年9月9日から実施する。